＜地域づくり総合交付金　提出書類一覧＞（市町村等実施事業）

※「福祉振興・介護保険基盤整備」は、実施要綱別紙２の第２に基づく附表のとおり。
〇…交付申請時に事業が完了している（交付申請と実績報告が同一の）場合には提出不要。
△…必要に応じて提出。

					一般		地域産業基盤整備				集落維持・活性化促進				
					ハード系	ソフト系	小規模土地改良	小規模林道整備	小規模治山	エゾシカ緊急対策	デマンド交通導入（ソフト系）	集落巡回販売（ソフト系）	（その他（ハード系））		作成にあたっての留意点
交付申請時に必要な書類	北海道補助金等交付規則に基づく様式	総政第44号様式	地域づくり総合交付金交付申請書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		〇「１　事業の目的及び事業計画（事業の内容）」及び「２　事業実施により見込まれる効果」は、文字量が多い場合には別紙とすること。
		総政第45号様式	大会等の開催事業に係る事業計画（実績）書			△					△	△	△	大会等の開催に限る。	〇申請時において事業が完了している場合には、（計画は記載せず、）実績を記載すること。
		総政第51号様式	地域づくり総合交付金交付申請額算出調書		◎			◎	◎				△		〇全ての事業を契約（設計）ごとに記載すること。
		総政第50号様式（その１、２、３または４）	地域づくり総合交付金交付申請額算出調書			◎				◎	◎	◎	△		
		総政第18号様式	経費の配分調書		◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎		〇「その他」欄には、地域づくり総合交付金及び一般財源（自己資金）以外の財源を記載し、その内容を「備考」欄に記載すること。 〇起債は「その他」に記載し、備考欄に起債名と起債額を記入すること。
		総政第20号様式	事業予算書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		〇「収入の部」には特定財源（道費補助金、国庫支出金、地方債等）のみを記入し、一般財源は記入しないこと。 〇継続事業の場合も、今年度事業費に係る予算を記載すること。 〇様式中、注１のとおり当該補助事業に係る予算のみを記入すること（したがって、市町村における予算計上の額とは異なる場合がある。） 〇「備考」欄には、注６のほか、起債名や交付主体（北海道）等を記載すること。
		総政第46号様式	設備整備事業等に係る事業計画（実績）書		△					△			△	設備整備事業の場合に限る。（※例：農業用機械購入など物件取得、既設囲いわな移設。）	
		総政第47号様式	不動産取得の事業に係る事業計画（実績）書		△								△	不動産取得の事業の場合に限る。（例：グラウンド造成など。）	
		総政第48号様式	施設整備事業に係る事業計画（実績）書		△								△	施設整備事業の場合に限る。（例：（コミュニティ施設建設など施設（工作物）設置の事業。）	〇建築物、面整備両方がある場合は、第48号及び第49号様式それぞれを提出すること。ただし、契約がそれぞれ独立している場合に限る。 〇「工期」は、工事着工の日から竣工の日までとすること。（契約工期） 〇「権利関係」は、当該団体が敷地に係る借地権を有している場合は、所有権者についても記載すること。
		総政第49号様式	その他の整備事業に係る事業計画（実績）書		△				◎				△	その他の整備事業の場合に限る。（総政第46～48号様式の事業に該当しない事業。） （※作成・提出にあたっての留意事項は総政第48号様式と同一。）	
		総政第32号様式	資金収支計画書			△				△	△	△	△	申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。	
		総政第55号様式	事業計画（実績）、交付金交付申請額算出及び経費の配分調書				◎								
		総政第19号様式	経費の負担調書					△						交付金によって賄われる部分以外の経費を交付事業者以外の者が負担する場合（交付事業者が団体の場合において、当該経費をその構成員が負担する場合を含む。）に限る。	
		総政第65号様式（その１、またはその２）						◎						「小規模林業地域整備」の場合はその１を、「生産林道整備」の場合はその２を提出すること。	
		総政第68号様式	機械器具費内訳						◎						
		総政第69号様式	営繕費内訳						◎						
		総政第71号様式	経費の配分調書						◎						
	実施要綱に基づく様式	別記第27号様式	事業着手届				◎								
		別記第30-1号様式	備品購入承認申請書				◎								
		別記第30-3号様式	損料報告書				◎								
		別記第30-4号様式	備品に関する交付対象地区変更承認申請書				◎								
		別記第33号様式	事業着手届					◎							
		別記第36号様式	事業着手届						◎						
		別記第44号様式	集落維持・活性化促進事業（デマンド交通導入事業）実施概要書								◎				
		別記第45号様式	集落維持・活性化促進事業（集落巡回販売（買物支援）事業）実施概要書									◎			
		別記第46号様式	集落維持・活性化促進事業（その他集落対策事業）実施概要書										◎		
	その他	口座振替申出書			◎	◎				◎	◎	◎	◎		
		間接補助事業者等納税対応状況証明書			△									間接補助事業で、かつ間接補助事業者が非事業者、免税事業者、簡易課税制度適用者、または消費税法（昭和６３年法律第１０８号）別表第３に掲げる公共法人等で特定収入の割合が５パーセントを超える者に該当する場合に提出すること。	
		事業企画書、予算内訳書、パンフレット等			◎	◎					◎	◎	◎		
		契約書（約款を含む。）の写し 〈原本謄写〉			△	△	△	△	△	△	△	△	△	対象経費に委託事業が含まれている場合を含む。	
		条例により一定額以上の事業の実施にあたり、議会の議決が必要な場合は、その議決書の写し			△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		その他参考となる資料（必要に応じて当方から提出を指示する場合がある。）			△	△	△	△	△	△	△	△	△		
（変更時）	北海道補助金等交付規則に基づく提出様式	総政第21号様式	補助事業等変更承認申請書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
（進行中）	実施要綱に基づく様式	別記第5号様式	事業遂行状況報告書		△	△				△	△	△	△	総合振興局長から特に指示があった場合に提出すること。	
		別記第6号様式	事業遂行状況報告書				△							総合振興局長から特に指示があった場合に提出すること。	
		別記第7号様式	事業遂行状況報告書					△	△					総合振興局長から特に指示があった場合に提出すること。	
（工事完成時）	北海道補助金等交付規則に基づく提出様式	総政第27号様式	補助事業等に係る工事完成届		△		△	△	△				△		〇交付対象事業が建設工事であって、当該工事が完成したときに、速やか（概ね10日以内）に提出すること。 また、申請時において事業が完了している場合には、本様式中「平成〇年〇月〇日付け空地政第〇号指令で補助金等の交付の決定を受けた」の部分は、削除または空欄にして提出すること。 〇複数の契約に基づき工事が行われている場合は、契約ごとに完成届を作成し、速やかに提出すること。（工事完成届は契約ごとの工事が完成する都度提出するものであり、事業完了時に合わせて提出される事例があるが、工事完成後速やかに提出すること。） 〇「工事完成日」は、業者からの通知による工事竣工日とすること。 〇実施設計、設計監督等については工事ではないので、本様式の提出は不要である。
	その他	検査調書の写し 〈原本謄写〉			△		△	△	△				△	交付対象事業が建設工事であって、当該工事が完成したときに、速やかに提出すること。 ただし、工事完成が事業完了である場合は、実績報告書と同時に提出すること。	
		工事の着工届、竣工届、受渡書の写し 〈原本謄写〉			△		△	△	△				△	交付対象事業が建設工事であって、当該工事が完成したときに、速やかに提出すること。	
実績報告時に必要な書類	北海道補助金等交付規則に基づく提出様式	総政第52号様式	地域づくり総合交付金事業実績報告書		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		〇「１　事業の内容」及び「２　事業実施成果」は、文字量が多い場合には別紙とすること。
		総政第45号様式	大会等の開催事業に係る事業計画（実績）書			△					△	△	△	大会等の開催に限る。	
		総政第54号様式（その１、またはその２）	地域づくり総合交付金精算書		◎			◎	◎				△		
		総政第53号様式（その１、２、３または４）	地域づくり総合交付金精算書			◎				◎	◎	◎	△		
		総政第31号様式	事業精算書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必要に応じて支出未済額に係る債権者氏名等一覧、収入未済額に係る債務者氏名等一覧を作成すること。	
		総政第30号様式	補助金等精算書												
		総政第46号様式	設備整備事業等に係る事業計画（実績）書		△					△			△	設備整備事業の場合に限る。（※例：農業用機械購入など物件取得、既設囲いわな移設。）	
		総政第47号様式	不動産取得の事業に係る事業計画（実績）書		△								△	不動産取得の事業の場合に限る。（例：グラウンド造成など。）	
		総政第48号様式	施設整備事業に係る事業計画（実績）書		△								△	施設整備事業の場合に限る。（例：（コミュニティ施設建設など施設（工作物）設置の事業。）	〇建築物、面整備両方がある場合は、第48号及び第49号様式それぞれを提出すること。ただし、契約がそれぞれ独立している場合に限る。 〇「工期」は、工事着工の日から竣工の日までとすること。（契約工期） 〇「権利関係」は、当該団体が敷地に係る借地権を有している場合は、所有権者についても記載すること。
		総政第49号様式	その他の整備事業に係る事業計画（実績）書		△				◎				△	その他の整備事業の場合に限る。（総政第46～48号様式の事業に該当しない事業。） （※作成・提出にあたっての留意事項は総政第48号様式と同一。）	
		総政第55号様式～総政第64号様式					◎								
		総政第65号様式（その１、またはその２）						◎						「小規模林業地域整備」の場合はその１を、「生産林道整備」の場合はその２を提出すること。	
		総政第66号様式	交付事業明細書					△						「小規模林業地域整備」の場合のみ提出すること。	
		総政第67号様式	予算経理状況調書					△						「小規模林業地域整備」の場合のみ提出すること。	
		総政第68号様式～総政第71号様式							◎						
	実施要綱に基づく様式	別記第28号様式	交付事業遂行計画書				◎								
		別記第44号様式	集落維持・活性化促進事業（デマンド交通導入事業）実施概要書								◎				
		別記第45号様式	集落維持・活性化促進事業（集落巡回販売（買物支援）事業）実施概要書									◎			
		別記第46号様式	集落維持・活性化促進事業（その他集落対策事業）実施概要書										◎		
	その他	「道費単独補助事業等における消費税等仕入控除税額の取扱いについて（平成27年5月29日局財指第125号）」別記様式及び別記様式別紙			△						△	△	△	間接補助事業で、かつ間接補助事業者が通達に記載された団体に該当する場合に提出すること。	
		支出内訳一覧表				◎					◎	◎	△		
		支出未済額に係る債権者氏名等一覧				△					△	△	△		
		支出証拠書類（領収書、請求書等の写し等）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		事業報告書、精算内訳書、写真、パンフレット等			◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	△		
		契約書（約款を含む。）の写し 〈原本謄写〉			△	△	△	△	△	△	△	△	△	交付申請時と変更があった場合のみ提出すること。	
		検査調書の写し ＜原本謄写＞ 〈原本謄写〉			△		△	△	△				△	27号様式の工事完成届提出時に提出している場合には不要。	
		工事の着工届、竣工届、受渡書の写し 〈原本謄写〉			△		△	△	△				△	27号様式の工事完成届提出時に提出している場合には不要。	
		完成図面			△		△	△	△				△	交付申請時と変更があった場合のみ提出すること。	
		完成写真			◎		◎	◎	◎				△		カラー写真、またはそのカラーコピー。（ア　外観の完成写真（最低限東西南北の４方向から写したものが必要）、イ　建物であれば内部の部屋ごとの完成写真、ウ　契約工事ごとの主な完成写真、エ　工事着工前写真、オ　総事業費に含まれる補助対象外部分の完成写真、それぞれタイトルを付して整理すること、カ　外構部分が事業に入っている場合は、そこが完了していると明確に分かる写真、キ　継続事業の場合、主な工程を表す写真）
		土地の権利関係を示す書類の写し			△		△	△	△				△	自己所有地であれば添付不要。ただし、今回の事業で取得する場合は、契約書と登記簿謄本の写しを添付すること。	
		許認可関係を示す書類の写し			△		△	△	△				△		
		その他参考となる資料（必要に応じて当方から提出を指示する場合がある。）			△	△	△	△	△	△	△	△	△		
（事業完了後）	実施要綱に基づく様式	別記第8号様式	事業効果報告書		△									農業振興施設等整備事業又は産業活性化支援施設整備事業のうち、いずれかの事業区分で事業採択され、各構成事業につき3,000万円以上の道交付金を受け、これを他の団体等に補助した交付事業者は、交付金の交付を受けた年度の翌年度以降３年間、各年度の終了後３ヶ月以内に、事業効果報告書（別記第８号様式）を総合振興局長に提出しなければならない（継続事業で複数年度に渡り交付金を交付された場合は、最終交付年度の翌年度以降３年間とする。）	